

## 福知山市自治基本条例に基づく取組状況調査シート(案)

条番号	第10条
条文見出し	職員の役割及び責務
条文	職員は、市民に対する奉仕者として、執行機関の運営を円滑にするため、公正、誠実及び効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民と連携して、まちづくりに努めるものとする。
取組	地域活動への参加
担当課	職員課
年度	内容
取組状況	H29 ・地域活動への参加(298名) 主な活動: 消防団、自治会役員、子ども会役員、公民館役員、PTA役員、スポーツ指導者 各種ボランティア活動
改善点	・職員の地域活動への参加を増進するための仕組みづくりが必要。
今後の計画	・パラレルキャリアの推進 平成30年5月より、職員が地域活動や社会貢献活動等報酬を得る活動も含めて、本業(公務)を持ちながら第2の活動を行う新しい働き方(パラレルキャリア)を推進し、自治基本条例の具体化に向け、地域密着型の人材育成を進める。

※その他の条文についても、全庁的な取組状況の調査を実施します。

## ◆例

条番号	【調査事項】 条文
第11条	【情報共有】 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めるものとする。 2 市は、前項の情報を共有するため、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握等の情報収集を図るよう努めなければならない。
第14条	【説明責任】 市は、政策の立案、実施及び評価に至るまで、その経過、内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
第22条	【審議会等】 市長は、市民に意見を求めるときは、審議会等を設置することができる。 2 市長は、前項の規定に基づき設置する審議会等の委員を選任する場合は、事案に沿い、性別、専門性等に配慮した適切な構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。 3 市長は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。